

天竜すずかけ病院・介護医療院運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人弘遠会が開設する介護医療院事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め要介護状態として認定された入所者(以下「入所者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行うことにより、そのものが有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように努めるものとする。

2 入所者の意志及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行ない、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 天竜すずかけ病院・介護医療院
- (2) 所在地 浜松市天竜区二俣町二俣2396番地の56

(職員の職種別定数)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 医師(管理者兼務) 1名以上
医師は、入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。管理者は施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 看護職員 常勤換算方法 10名以上
看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、入所者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (3) 介護職員 常勤換算方法 14名以上
介護職員は、入所者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (4) 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、入所者の施設サービス計画の原案をたてるとともに要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上
管理栄養士は、入所者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

- (7) 薬剤師 1名以上
薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか入所者に対し服薬指導を行う。
- (8) 放射線技師 1名以上
放射線技師は、医師の指示に基づき放射線を用いた検査及び治療を行う。

(入所患者の定員)

第5条 介護医療院(Ⅱ型療養床)の入所者の定員は55名とする。

(入所利用者に対する介護医療院サービスの内容と利用料等)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各入所者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 医学的管理の下における介護及びその他必要な医療並びに日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 入浴の提供
- (5) 食事の提供
- (6) レクリエーションの提供
- (7) 本人、家族からの相談対応

2 その他の費用

施設は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を入所者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定をうけている入所者の場合、その認定書に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 居住費 377円(1日あたり) 多床室 ・ 1,668円(1日あたり) 従来型個室
- (2) 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は次の額を徴収する。
 - 510号室(2人部屋) 1,500円(税抜)(1日あたり)(個別の収納設備等あり)
 - 511号室(1人部屋) 2,500円(税抜)(1日あたり)(個別の収納設備等あり)
 - 512号室(1人部屋) 3,000円(税抜)(1日あたり)(個別の収納設備等あり)
 - 513号室(1人部屋) 3,000円(税抜)(1日あたり)(個別の収納設備等あり)
- (3) 食費 1,850円(1日あたり)
- (4) 理美容費 カット 2,000円
- (5) 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は実費において徴収する。

- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも同様とする。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(身体拘束)

- 第7条 当施設は、原則として入所者に対し身体拘束を行わない。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を診療録等に記録する。
- 2 当施設は身体拘束等の適正化をはかるため次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体梗塞の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化の為の指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修会を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

- 第8条 当施設は、入所者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第9条 サービス利用を受ける際の入所者側の留意事項を以下のとおりとする。
- (1) 従業者の指示に従うこととする。
 - (2) 相互に親和を図り、紛争を避けることとする。
 - (3) 相互に金銭及び物品の貸借をしないこととする。
 - (4) 施設の設備及び備品の取り扱いは丁寧することとする。

(非常災害対策)

- 第10条 非常災害に関する具体的計画をたてておくとともに、非常災害に備えるため、従業者に次の事項を周知徹底させるものとする。
- (1) 施設責任者は、非常災害その他緊急の事態に備え、十分な対策をたて定期的(年2回)な避難訓練を実施するとともに従業者に防火及び避難の教育を行う。
 - (2) 早期発見を旨とするが、発災の場合は従業者は直ちに非常通報するとともに初期消火に努め自衛消防隊による消火、避難誘導等の適切な活動を行う。

(衛生管理)

- 第11条 介護医療院入所者の使用する事業所、食器その他の設備又は食用に供する水について、衛生上必要な措置を講ずるとともに適正な管理を行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 当施設は、虐待の発生防止及び早期発見、再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的で開催するとともに、その結果について、従事者に十分に周知する。
- (2) 当施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

(その他の運営についての留意事項)

第13条 夜間帯や土日、祝日など、担当する医師が不在時、入所者に容体の変化等があった場合は、天竜すずかけ病院内に勤務する医師が代わりに必要な措置を講じる。

- 2 従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は管理運営委員会に基づいて審議し、運営法人にて決裁するものとする。なお、状況報告をするために連絡調整会を設ける。

附則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年3月24日から施行する。